２．減損について

減損の認識

⑴　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

| 用　途 | 種類 | 場　所 | 帳簿価額 |
|---|---|---|---|
| 特高受電需要設備棟 | 建物 | 茨城県つくば市小野川16―２ | 46,821,607円 |

概要：特高受電需要設備棟は、特別高圧電力を高圧電力に変換し、所内の各施設に電力を供給するための施設となります。

⑵　減損の認識に至った経緯

安定的に所内の各施設に高圧の電力を供給するため、新たな特高受電需要設備棟の整備を開始し、令和７年１月に新たな特高受電需要設備棟が完成したことにより、今後、当初の目的に従った使用をしないという決定を行ったため、減損の認識に至りました。

⑶　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

| 用　途 | 種類 | 損益計算書に計上した金額 | 損益計算書に計上していない金額 |
|---|---|---|---|
| 特高受電需要設備棟 | 建物 | 4,838,583円 | 41,983,011円 |

⑷　回収可能サービス価額

当該固定資産にかかる回収可能サービス価額は、当該施設を取り壊し処分し、売却を想定していないため、使用価値相当額として備忘価額により測定しております。

**〔行政コスト計算書関係〕**

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

| | |
|---|---|
| 行政コスト | 22,818,793,915円 |
| 自己収入等 | △4,519,523,395円 |
| 機会費用 | 341,651,305円 |
| 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト | 18,640,921,825円 |

２．機会費用の計上方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

**〔損益計算書関係〕**

１．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、2,213,840円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、380,211,745円であります。

２．オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料

| | |
|---|---|
| ①　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料 | 3,008,148円 |
| ②　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料 | 5,013,580円 |

**〔キャッシュ・フロー計算書関係〕**

１．資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | |
|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 7,446,883,058円 |
| 資金期末残高 | 7,446,883,058円 |

２．重要な非資金取引

| | |
|---|---|
| ファイナンス・リースによる資産の取得 | 114,083,311円 |

**〔金融商品関係〕**

１．金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金に限定しております。

未収債権については、概ね国（環境省）からの業務受託に係る未収金です。また、投資有価証券は、保有しておりません。未払債務については、一年以内の支払期日に係る未払金です。

２．金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

**〔退職給付関係〕**

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | 1,503,290,410円 |
| 退職給付費用 | 226,224,926円 |
| 退職給付の支払額 | △255,169,107円 |
| 期末における退職給付引当金 | 1,474,346,229円 |

⑵　退職給付に関連する損益

| | |
|---|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 226,224,926円 |

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、19,699,590円でありました。

**〔収益認識関係〕**

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

（単位：円）

| | 研究事業 | 情報事業 | 適応事業 | 法人共通 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 受託収入 | 3,951,919,908 | ― | 221,925,300 | ― | 4,173,845,208 |
| 内訳 | | | | | |
| 政府又は地方公共団体受託研究収入 | 2,090,021,600 | ― | 221,925,300 | ― | 2,311,946,900 |
| 民間等受託研究収入 | 1,861,898,308 | ― | ― | ― | 1,861,898,308 |